

V 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

001 歯科用純金地金（金99.99%以上）

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認又は認証上、類別が「歯科材料（1）歯科用金属」であって、一般的名称が「歯科用金地金」であること。
- (2) 金を99.99%以上含有するものであること。

002 歯科鑄造用14カラット金合金 インレー用（JIS適合品）

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認又は認証上、類別が「歯科材料（1）歯科用金属」であって、一般的名称が「歯科鑄造用14カラット金合金」であること。
- (2) JIS T6113第1種に適合するものであること。
- (3) 鑄造による部分歯冠修復に使用するものであること。

003 歯科鑄造用14カラット金合金 鉤用（JIS適合品）

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認又は認証上、類別が「歯科材料（1）歯科用金属」であって、一般的名称が「歯科鑄造用14カラット金合金」であること。
- (2) JIS T6113第2種に適合するものであること。
- (3) 鉤に使用するものであること。

004 歯科用14カラット金合金鉤用線（金58.33%以上）

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認又は認証上、類別が「歯科材料（1）歯科用金属」であって、一般的名称が「歯科非鑄造用低カラット金合金」であること。
- (2) 金を58.33%以上含有するものであること。
- (3) 鉤に使用する形状が線状のものであること。

005 歯科用14カラット合金用金ろう（JIS適合品）

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認又は認証上、類別が「歯科材料（1）歯科用金属」であって、一般的名称が「歯科用金ろう」であること。
- (2) JIS T6117に適合するものであること。

006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金（金12%以上 JIS表示品）

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認又は認証上、類別が「歯科材料（1）歯科用金属」であって、一般的名称が「歯科鑄造用金銀パラジウム合金」であること。
- (2) JIS T6106に適合するものであること。
- (3) JIS表示品であること。

007 歯科非鑄造用金銀パラジウム合金 板状（金12%以上 JIS表示品）

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認又は認証上、類別が「歯科材料（1）歯科用金属」であって、一般的名称が「歯科非鑄造用金銀パラジウム合金」であること。
- (2) JIS T6105に適合するものであること。
- (3) JIS表示品であること。
- (4) 形状が板状のものであること。

008、009 歯科非鑄造用金銀パラジウム合金 バー状（金12%以上 JIS表示品）

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

- ① 薬事法承認又は認証上、類別が「歯科材料（1）歯科用金属」であって、一般的名称が「歯科非鑄造用金銀パラジウム合金」であること。
- ② JIS T6105に適合するものであること。
- ③ JIS表示品であること。
- ④ 形状が線状のものであること。

(2) 機能区分の考え方

バーの使用部位により、パラタルバー用及びリンガルバー用の合計2区分に区分する。

(3) 機能区分の定義

- ① パラタルバー用
主として上顎用義歯に使用するものであること。
- ② リンガルバー用
主として下顎用義歯に使用するものであること。

010 歯科用金銀パラジウム合金ろう（金15%以上 JIS表示品）

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認又は認証上、類別が「歯科材料（1）歯科用金属」であって、一般的名称が「歯科用金銀パラジウム合金ろう」であること。
- (2) JIS T6107に適合するものであること。

(3) J I S 表示品であること。

011 歯科鑄造用銀合金 第1種 (銀60%以上インジウム5%未満 J I S 表示品)
定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認又は認証上、類別が「歯科材料 (1) 歯科用金属」であって、一般的名称が「歯科鑄造用銀合金第1種」であること。
- (2) J I S T 6 1 0 8 第1種に適合するものであること。
- (3) J I S 表示品であること。

012 歯科鑄造用銀合金 第2種 (銀60%以上インジウム5%以上 J I S 表示品)
定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認又は認証上、類別が「歯科材料 (1) 歯科用金属」であって、一般的名称が「歯科鑄造用銀合金第2種」であること。
- (2) J I S T 6 1 0 8 第2種に適合するものであること。
- (3) J I S 表示品であること。

013 歯科用銀ろう (J I S 適合品)
定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認又は認証上、類別が「歯科材料 (1) 歯科用金属」であって、一般的名称が「歯科用銀ろう」であること。
- (2) J I S T 6 1 1 1 に適合するものであること。

014 歯科用プラスメタル (銀25%以上パラジウム5%以上)
定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認又は認証上、類別が「歯科材料 (1) 歯科用金属」であって、一般的名称が「歯科鑄造用14カラット金合金向けプラスメタル」又は「歯科鑄造用金合金向けプラスメタル」であること。
- (2) 銀を25%以上、パラジウムを5%以上含有するものであること。

015 歯科用プラスメタル (銀25%以上)
定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認又は認証上、類別が「歯科材料 (1) 歯科用金属」であって、一般的名称が「歯科鑄造用14カラット金合金向けプラスメタル」又は「歯科鑄造用金合金向けプラスメタル」であること。
- (2) 銀を25%以上含有するものであること。

(3) 歯科用プラスメタル（銀25%以上パラジウム5%以上）に該当しないこと。

016 歯科鑄造用ニッケルクロム合金 冠用

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認又は認証上、類別が「歯科材料（1）歯科用金属」であって、一般的名称が「歯科鑄造用ニッケル・クロム合金」であること。
- (2) ニッケル及びクロムを合計して50%以上含有すること。
- (3) 冠形態の鑄造歯冠修復に使用するものであること。

017 歯科鑄造用ニッケルクロム合金 鉤・バー用

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認又は認証上、類別が「歯科材料（1）歯科用金属」であって、一般的名称が「歯科鑄造用ニッケル・クロム合金」であること。
- (2) ニッケル及びクロムを合計して50%以上含有すること。
- (3) 鑄造鉤又は鑄造バーに使用するものであること。

018 歯科用ニッケルクロム合金板（JIS表示品）

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認又は認証上、類別が「歯科材料（1）歯科用金属」であって、一般的名称が「歯科用ニッケル・クロム合金板」であること。
- (2) JIS T6102に適合するものであること。
- (3) JIS表示品であること。

019 歯科用ニッケルクロム合金線 鉤用（JIS表示品）

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認又は認証上、類別が「歯科材料（1）歯科用金属」であって、一般的名称が「歯科用ニッケル・クロム合金線」であること。
- (2) JIS T6101に適合するものであること。
- (3) JIS表示品であること。
- (4) 鉤に使用するものであること。

020 歯科鑄造用コバルトクロム合金 鉤・バー用

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認又は認証上、類別が「歯科材料（1）歯科用金属」であって、一般的名称が「歯科鑄造用コバルト・クロム合金」であること。

- (2) J I S T 6 1 1 5 に適合するものであること。
- (3) 鋳造鉤又は鋳造バーに使用するものであること。

021 歯科用コバルトクロム合金線 鉤用 (J I S 表示品)
定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認又は認証上、類別が「歯科材料 (1) 歯科用金属」であって、一般的名称が「歯科用コバルト・クロム合金線」であること。
- (2) J I S T 6 1 0 4 に適合するものであること。
- (3) J I S 表示品であること。
- (4) 鉤に使用するものであること。

022 歯科用コバルトクロム合金線 バー用 (J I S 表示品)
定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認又は認証上、類別が「歯科材料 (1) 歯科用金属」であって、一般的名称が「歯科用コバルト・クロム合金線」であること。
- (2) J I S T 6 1 0 4 に適合するものであること。
- (3) J I S 表示品であること。
- (4) 屈曲バー又は補強線に使用するものであること。

023 歯科用ステンレス鋼線 鉤用 (J I S 表示品)
定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認又は認証上、類別が「歯科材料 (1) 歯科用金属」であって、一般的名称が「歯科用ステンレス鋼線」であること。
- (2) J I S T 6 1 0 3 に適合するものであること。
- (3) J I S 表示品であること。
- (4) 鉤に使用するものであること。

024 歯科用ステンレス鋼線 バー用 (J I S 表示品)
定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認又は認証上、類別が「歯科材料 (1) 歯科用金属」であって、一般的名称が「歯科用ステンレス鋼線」であること。
- (2) J I S T 6 1 0 3 に適合するものであること。
- (3) J I S 表示品であること。
- (4) 屈曲バー又は補強線に使用するものであること。

025 歯科用アマルガム用合金 (アロイ J I S 表示品)

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認又は認証上、類別が「歯科材料（１）歯科用金属」であって、一般的名称が「歯科アマルガム用合金」又は「歯科用ガリウム合金充填材」であること。
- (2) 「歯科アマルガム用合金」にあつては、J I S T 6 1 0 9に適合するものであり、J I S表示品であること。

026 歯科用アマルガム用合金（水銀 J I S適合品）

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認又は認証上、類別が「歯科材料（１）歯科用金属」であって、一般的名称が「歯科用水銀」又は「歯科用ガリウム合金充填材」であること。
- (2) 「歯科用水銀」にあつては、水銀を99.5%以上含有するものであり、J I S T 6 1 1 2に適合するものであること。

027, 028 陶歯（前歯用（真空焼成歯）・臼歯用（真空焼成歯））

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

- ① 薬事法承認又は認証上、類別が「歯科材料（２）歯冠材料」であって、一般的名称が「陶歯」であること。
 - ② J I S T 6 5 1 1に適合するものであること。
- (2) 機能区分の考え方
人工歯の形状により、前歯用及び臼歯用の合計2区分に区分する。
- (3) 機能区分の定義
- ① 前歯用
前歯部の形態を有するものであること。
 - ② 臼歯用
臼歯部の形態を有するものであること。

029, 030 陶歯継続歯用（前歯用（真空焼成歯）・臼歯用（真空焼成歯））

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

- ① 薬事法承認又は認証上、類別が「歯科材料（２）歯冠材料」であって、一般的名称が「陶歯」であること。
 - ② J I S T 6 5 1 1に規定する各要件を満たすものであること。
- (2) 機能区分の考え方
人工歯の形状により、前歯用及び臼歯用の合計2区分に区分する。
- (3) 機能区分の定義
- ① 前歯用
前歯部の形態を有するものであること。

② 臼歯用

臼歯部の形態を有するものであること。

031, 032 レジン歯（前歯用（J I S表示品）・臼歯用（J I S表示品））

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

- ① 薬事法承認又は認証上、類別が「歯科材料（2）歯冠材料」であって、一般的名称が「アクリル系レジン歯」であること。
- ② J I S T 6 5 0 6 に適合するものであること。
- ③ J I S 表示品であること。

(2) 機能区分の考え方

人工歯の形状により、前歯用及び臼歯用の合計2区分に区分する。

(3) 機能区分の定義

① 前歯用

前歯部の形態を有するものであること。

② 臼歯用

臼歯部の形態を有するものであること。

033, 034 スルホン樹脂レジン歯（前歯用・臼歯用）

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

- ① 薬事法承認又は認証上、類別が「歯科材料（2）歯冠材料」であって、一般的名称が「熱可塑性レジン歯」であること。
- ② ポリサルホン樹脂レジン歯又はレイニング人工歯であること。

(2) 機能区分の考え方

人工歯の形状により、前歯用及び臼歯用の合計2区分に区分する。

(3) 機能区分の定義

① 前歯用

前歯部の形態を有するものであること。

② 臼歯用

臼歯部の形態を有するものであること。

035, 036 硬質レジン歯（前歯用・臼歯用）

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

- ① 薬事法承認又は認証上、類別が「歯科材料（2）歯冠材料」であって、一般的名称が「硬質レジン歯」であること。
- ② 2層又は3層構造を有し、エナメル質部の硬さが21HV0.2以上であるもの。
- ③ J I S T 6 5 0 6 に適合するものであること。

(2) 機能区分の考え方

人工歯の形状により、前歯用及び臼歯用の合計2区分に区分する。

(3) 機能区分の定義

① 前歯用

前歯部の形態を有するものであること。

② 臼歯用

臼歯部の形態を有するものであること。

037, 038 歯冠用加熱重合レジン（粉末（JIS適合品）・液（JIS適合品））

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

① 薬事法承認又は認証上、類別が「歯科材料（2）歯冠材料」であって、一般的名称が「アクリル系歯冠用レジン」であること。

② JIS T 6 5 1 8 第1種に適合する歯冠を作製するために使用するものであること。

(2) 機能区分の考え方

形状により、粉末及び液の合計2区分に区分する。

(3) 機能区分の定義

① 粉末

形状が粉末であること。

② 液

形状が液であること。

039 歯冠用加熱重合硬質レジン

定義

次のいずれにも該当すること。

(1) 薬事法承認又は認証上、類別が「歯科材料（2）歯冠材料」であって、一般的名称が「歯冠用硬質レジン」、「歯冠用熱可塑性レジン」、「歯冠用硬質レジンキット」又は「歯冠修復物補修用キット」であること。

(2) 「歯冠用硬質レジン」にあつては、JIS T 6 5 1 7 第1種に適合するものであること。

040 歯冠用光重合硬質レジン

定義

次のいずれにも該当すること。

(1) 薬事法承認又は認証上、類別が「歯科材料（2）歯冠材料」であって、一般的名称が「歯冠用硬質レジン」、「歯冠用硬質レジンキット」又は「歯冠修復物補修用キット」であること。

(2) 「歯冠用硬質レジン」にあつては、JIS T 6 5 1 7 第3種に適合するものであること。

041, 042 義歯床用アクリリック樹脂（粉末（J I S表示品）・液（J I S表示品））

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

- ① 薬事法承認又は認証上、類別が「歯科材料（3）義歯床材料」であって、一般的名称が「義歯床用アクリル系レジン」であること。
- ② J I S T 6 5 0 1タイプ1に適合する義歯床を作製するために使用するものであること。
- ③ J I S表示品であること。

(2) 機能区分の考え方

形状により、粉末及び液の合計2区分に区分する。

(3) 機能区分の定義

- ① 粉末
形状が粉末であること。
- ② 液
形状が液であること。

043, 044 義歯床用アクリリック即時硬化樹脂（粉末・液）

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

- ① 薬事法承認又は認証上、類別が「歯科材料（3）義歯床材料」であって、一般的名称が「義歯補修キット」、「義歯床用アクリル系レジン」、「義歯床補修用レジン」、「歯科汎用アクリル系レジン」又は「歯科汎用アクリル系レジンキット」であること。
- ② 「義歯床用アクリル系レジン」にあつては、J I S T 6 5 0 1タイプ2に適合する義歯床を作製するために使用するものであること。

(2) 機能区分の考え方

形状により、粉末及び液の合計2区分に区分する。

(3) 機能区分の定義

- ① 粉末
形状が粉末であること。
- ② 液
形状が液であること。

045 義歯床用スルホン樹脂

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認又は認証上、類別が「歯科材料（3）義歯床材料」であつて、一般的名称が「義歯床用熱可塑性レジン」であること。
- (2) 義歯床用のポリエーテルサルホン樹脂、ポリサルホン樹脂又は強化ポリカーボネート樹脂であること。

046 歯科用合着・接着材料Ⅰ（粉末・液）

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認又は認証上、類別が「歯科材料（５）歯科用接着充填材料」であって、一般的名称が「歯科高分子系接着材」、「歯科用象牙質接着材料」、「医薬品含有歯科用象牙質接着材」、「歯科接着用レジンセメント」、「医薬品含有歯科接着用レジンセメント」、「歯科用コンジットレジンセメント」、「医薬品含有歯科用コンジットレジンセメント」、「歯科合着用グラスポリアルケノエート系レジンセメント」、「医薬品含有歯科合着用グラスポリアルケノエート系レジンセメント」、「歯科動揺歯固定用接着材料」、「歯科用セメントキット」、「歯科用象牙質接着材キット」、「医薬品含有歯科用象牙質接着材キット」、「医薬品含有歯科用接着材料キット」又は「歯科用接着材料キット」であること。
- (2) 接着性レジンセメント又は接着性グラスアイオノマー系レジンセメントであること。

047 歯科用合着・接着材料Ⅱ（粉末・液）

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認又は認証上、類別が「歯科材料（５）歯科用接着充填材料」、一般的名称が「歯科用象牙質接着材」、「医薬品含有歯科用象牙質接着材」、「歯科合着用グラスポリアルケノエートセメント」、「医薬品含有歯科合着用グラスポリアルケノエートセメント」、「歯科用セメントキット」、「歯科用シアノアクリレート系セメント」、「歯科用象牙質接着材キット」、「医薬品含有歯科用象牙質接着材キット」、「歯科用多目的グラスポリアルケノエートセメント」、「医薬品含有歯科用多目的グラスポリアルケノエートセメント」、「医薬品含有歯科用接着材料キット」又は「歯科用接着材料キット」であること。
- (2) グラスアイオノマーセメント又はシアノアクリレート系セメント（粉末にSiO₂を含むものに限る。）であること。

048 歯科用合着・接着材料Ⅲ（粉末・液）

定義

次のいずれかに該当すること。

- (1) 薬事法承認又は認証上、類別が「歯科材料（５）歯科用接着充填材料」であって、一般的名称が「歯科用ポリカルボキシレートセメント」、「医薬品含有歯科用ポリカルボキシレートセメント」、「歯科用酸化亜鉛ユージノールセメント」、「医薬品含有歯科用酸化亜鉛ユージノールセメント」、「歯科用りん酸亜鉛セメント」、「医薬品含有歯科用りん酸亜鉛セメント」、「歯科用酸化亜鉛非ユージノールセメント」、「医薬品含有歯科用酸化亜鉛非ユージノールセメント」又は「歯科用セメントキット」であること。
- (2) 薬事法承認又は認証上、類別が「歯科材料（５）歯科用接着充填材料」、一般的名

称が「歯科用セメントキット」又は「歯科用酸化亜鉛ユージノール仮封向け材料」である仮着材として使用するものであること。

049 歯科充填用材料Ⅰ

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認又は認証上、類別が「歯科材料（５）歯科用接着充填材料」であって、一般的名称が「高分子系歯科小窩裂溝封鎖材」、「医薬品含有高分子系歯科小窩裂溝封鎖材」、「歯科充填修復用コンポジットレジン材キット」、「歯科充填用コンポジットレジン」、「医薬品含有歯科充填用コンポジットレジン」、「歯科小窩裂溝封鎖用ガラスポリアルケノエート系セメント」、「医薬品含有歯科小窩裂溝封鎖用ガラスポリアルケノエート系セメント」、「歯科小窩裂溝封鎖用ガラスポリアルケノエート系レジンセメント」、「医薬品含有歯科小窩裂溝封鎖用ガラスポリアルケノエート系レジンセメント」、「歯科用充填材料キット」、「医薬品含有歯科用充填材料キット」、「歯科充填用ガラスポリアルケノエート系レジンセメント」、「医薬品含有歯科充填用ガラスポリアルケノエート系レジンセメント」、「歯科間接修復用コンポジットレジン」、「医薬品含有歯科間接修復用コンポジットレジン」、「歯科間接修復用コンポジットレジンキット」、「医薬品含有歯科間接修復用コンポジットレジンキット」、「歯科用多目的ガラスポリアルケノエートセメント」又は「医薬品含有歯科用多目的ガラスポリアルケノエートセメント」であること。
- (2) 充填用の光重合型複合レジン（硬化後フィラー６０％以上のものに限る。）又は光重合型レジン強化グラスアイオノマー若しくは初期齲蝕小窩裂溝充填塞材であること。

050 歯科充填用材料Ⅱ

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認又は認証上、類別が「歯科材料（５）歯科用接着充填材料」であって、一般的名称が「歯科充填用コンポジットレジン」、「医薬品含有歯科充填用コンポジットレジン」、「歯科充填用ガラスポリアルケノエートセメント」、「医薬品含有歯科充填用ガラスポリアルケノエートセメント」、「歯科用充填材料キット」、「医薬品含有歯科用充填材料キット」、「歯科充填用ガラスポリアルケノエート系レジンセメント」、「医薬品含有歯科充填用ガラスポリアルケノエート系レジンセメント」、「歯科間接修復用コンポジットレジン」、「医薬品含有歯科間接修復用コンポジットレジン」、「歯科間接修復用コンポジットレジンキット」、「医薬品含有歯科間接修復用コンポジットレジンキット」、「歯科用多目的ガラスポリアルケノエートセメント」又は「医薬品含有歯科用多目的ガラスポリアルケノエートセメント」であること。
- (2) グラスアイオノマーセメント（充填用のものに限る。）又は複合レジン（硬化後フィラー６０％以上の充填用のものに限る。）であること。

051 歯科充填用材料Ⅲ

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認又は認証上、類別が「歯科材料（５）歯科用接着充填材料」であって、一般的名称が中分類「歯科用けいりん酸セメント」、「歯科用けい酸塩セメント」、「歯科充填用コンポジットレジン」、「医薬品含有歯科充填用コンポジットレジン」、「歯科用充填材料キット」、「医薬品含有歯科用充填材料キット」又は「歯科充填用アクリル系レジン」であること。
- (2) 歯科用けい酸セメント、歯科用けいりん酸セメント又は歯科充填用即時硬化レジンであること。

052 複合レジン 築造用（硬化後フィラー60%以上）

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認又は認証上、類別が「歯科材料（５）歯科用接着充填材料」であって、一般的名称が「歯科用支台築造材料」、「歯科支台築造用グラスポリアルケノエートセメント」、「医薬品含有歯科支台築造用グラスポリアルケノエートセメント」、「歯科支台築造用グラスポリアルケノエート系レジンセメント」、「医薬品含有歯科支台築造用グラスポリアルケノエート系レジンセメント」、「歯科用支台築造材料キット」、「医薬品含有歯科用支台築造材料キット」、「歯科用多目的グラスポリアルケノエートセメント」又は「医薬品含有歯科用多目的グラスポリアルケノエートセメント」であること。
- (2) 硬化後フィラーを60%以上含有するものであること。
- (3) 支台築造用であること。

053, 054, 055 金属小釘（ロック型・スクリュー型・スクリュー型（金メッキ））

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

- ① 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品（４）整形用品」であって、一般的名称が「歯科根管用ポスト成形品」、「歯科根管ポスト成形品キット」又は「歯科用保持ピン」であること。

- ② 合釘であること。

(2) 機能区分の考え方

合釘の形状、表面処理により、ロック型、スクリュー型及びスクリュー型（金メッキ）の合計3区分に区分する。

(3) 機能区分の定義

- ① ロック型

らせん状以外の表面の凹凸形態を有するものであること。

- ② スクリュー型

らせん状の溝を有する形態であって、スクリュー型（金メッキ）以外のものであること。

③ スクリュー型（金メッキ）

らせん状の溝を有する形態であって、金メッキにより表面処理がなされているものであること。

056 乳歯金属冠

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認又は認証上、類別が「歯科材料（2）歯冠材料」であって、一般的名称が「歯科用暫間被覆冠成形品」又は「歯科用被覆冠成形品」であること。
- (2) 乳歯の歯冠修復に用いる既製冠であること。

057 スクリューポスト 支台築造用

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品（4）整形用品」であって、一般的名称が「歯科根管用ポスト成形品」又は「歯科根管ポスト成形品キット」であること。
- (2) 支台築造に用いるスクリュー型の合釘であること。